

別紙13

大船渡市民文化会館・市立図書館警備業務仕様書

1 警備対象物件

- (1) 所在地 大船渡市盛町字下館下 1 8 番地 1
- (2) 名 称 大船渡市民文化会館・市立図書館（以下、「当会館」という。）およびその附属建物並びに附属物件及びその敷地全体

2 目 的

当会館が無人となる時間帯において、施設、設備を適正に管理し、火災、設備事故、盗難、破壊行為等の防止と早期発見するため、機械及び人員による警備業務を委託する。

3 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

4 業務の種類及び内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

(1) 機械警備

当会館内に設置した各種センサーにより、監視を行う。

①機械警備による監視項目

不法侵入、火災

②機械警備の方法

ア 受託者（以下「乙」という。）は、当会館内のセンサーと乙が設置する監視場所を専用回線で接続し、遠隔監視する。

イ 乙は、当会館から機械警備開始の信号を受信した時点から不法侵入の監視態勢に入り、機械警備解除の信号の受信により監視態勢を解除する。その他の監視については、終日監視態勢を取るものとする。

(2) 夜間巡回点検

①巡回点検の方法

ア 乙は、当会館から機械警備開始の信号を受信した時点から機械警備解除の信号を受信するまでの時間帯において、1 日 1 回、不定期に外周点検を行う。

イ 窓、出入口等の未施錠、照明の消し忘れ等を発見した場合、もしくは、館内の異常を確認した場合のみ、館内に立ち入るものとする。

(3) 異常事態発生時の措置

ア 乙は、当会館の異常を感知した場合は、乙の職員（以下、「警備員」という。）を急行させ、異常事態の内容を確認するとともに、必要と認めた場合は、警察機関あるいは消防機関への通報（緊急出動要請）を行うとともに、事態の拡大防止のための必要な措置をとるものとする。

イ 乙は、当会館の異常を感知した場合は、あらかじめ定める「緊急連絡者名簿」により、遅滞なく当会館職員に連絡する。

5 警備員

- (1) 乙は、この業務に従事する警備員は、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 7 条に規定する警備員の制限及び同法第 8 条に規定する警備業務実施の基本原則を遵守し責任感旺盛かつ誠実で健康な者をこれに充てなければならない。
- (2) 乙は、警備員が業務に当たるときは、乙が定める制服を着用させなければならない。

6 業務に使用する設備

(1) 警備システム

①センサー

- ・設置場所、配線経路等は大船渡市（以下「甲」という。）と乙が協議して決定するものとする。

②制御装置

- ・職員等が所持するカード及び館内に設置したカード情報認識機等により、警戒状態、非警戒状態を切り替えることができる装置とする。
- ・カードの枚数は 20 枚とする。

③遠隔監視装置

- ・一般公衆電話回線とする。

7 経費負担

- (1) 乙は、この業務に必要な器具及び消耗品（維持修繕費を含む。）を負担するものとする。
- (2) 乙の業務遂行に必要な警報機器等の設置費及び契約解除後の撤去費、夜間巡回員、緊急要員の派遣費用は、乙の負担とする。
- (3) 乙は業務遂行中に乙の責めに帰すべき事由に生じた甲の損害については、乙の負担とする。
- (4) 乙は下記の損害について、一切の責めを負わないものとする。
 - ①天変地異、その他の不可抗力により生じた甲の損害
 - ②警報機器が正常に作動したにもかかわらず、乙の責めに帰すことのできない事由で通信回路が送信不能の状態にあったために生じた甲の損害
 - ③甲の責めに帰すべき事由に生じた損害

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲と乙との協議により決定する。